

一般社団法人鹿児島県サッカー協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人鹿児島県サッカー協会(英文名:Kagoshima Football Association 略称 KFA)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条この法人は、公益財団法人日本サッカー協会に加盟する鹿児島県内唯一の団体として、サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各カテゴリーのサッカーチームを組織し、各種競技会への参加に対する後援
- (2) サッカーの鹿児島県選手権大会その他の競技会の開催
- (3) サッカー選手の育成、サッカー競技の普及並びにサッカーの指導者及び審判員の育成
- (4) 鹿児島県代表チームの役員及び選手の選定
- (5) 選手、チーム、指導者及び審判員等の登録
- (6) 社会貢献及び国際貢献の実施
- (7) 他の競技団体との連携
- (8) 指定管理者事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、鹿児島県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった個人又は団体で総会において推薦されたもの

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下、「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、次条第2項に規定する入会金を添えて、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 名誉会員に推薦されたものは、その承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 この法人の入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 金5,000円

(2) 賛助会員 金10,000円

3 この法人の会費は、次のとおりとする。

(1) 正会員 年額 金5,000円

(2) 賛助会員 年額 金10,000円

4 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

5 会員が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品は返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、この法人は、当該会員に対し、総会の1週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、当該会員に対抗することができない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を定めなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項(当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併であるときは議案の概要)
- (3) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法と代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (4) その他法令で定められた事項

4 総会を招集するには、会長は総会の日1週間前までに、会員に対して、前項に掲げる事項を記載した書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

5 会長は、第2項の規定による請求があったときは、その請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使)

第17条 正会員は、他の正会員1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該総会ごとに、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する方法として委任状又は会長が定める方法により委任者が受任者に代理権を付与したことを確認できる資料を会長に提出しなければならない。

2 前項の委任状又は資料を提出したうえで代理人が出席した場合、委任者である正会員は、総会に出席したものとみなす。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(会員への通知)

第 19 条 総会の議事の要領及び議決事項については、正会員に通知するものとする。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 3人以内

2 理事のうち1人を会長、2人以上3人以内を副会長、1人を専務理事、2人以上5人以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、役員選任基準に基づいて、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 法人法第 65 条第1項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

6 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、再任されることができる。

4 理事又は監事は、第 21 条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 監事に対しては、前項に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 理事及び監事に対しては、第1項の支給基準に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与

(名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与)

第 28 条 この法人に次の者を置くことができる。

- (1) 名誉会長 1人
- (2) 相談役 15人以内
- (3) 特別顧問 2人以内
- (4) 顧問 5人以内
- (5) 参与 7人以内

2 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与は、会長の相談に応じ、また理事会から諮問された事項について、参考意見を述べることができる。

- 4 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与の委嘱期間は、2年間とし、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 5 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与については、無報酬とする。
- 6 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与に対しては、前条の支給の基準に定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 7 名誉会長、相談役、特別顧問、顧問及び参与に対して定めのない事項については理事会が定める。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分又は譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、第24条第3項の報告をするために必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までにその会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって通知しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定にかかわらず、理事会及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。
(報告の省略)

第34条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。ただし、会長の選定を行う理事会については、他の出席理事も記名押印する。

第8章 常務理事会

(常務理事会)

第36条 この法人に任意の機関として常務理事会を置く。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事で構成する。

3 常務理事会は、理事会及び総会に諮るべき議案の素案を検討し、理事会及び総会に提出する。

(常務理事会の招集等)

第37条 常務理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 常務理事会構成員の5分の1以上から招集の請求があったとき。

2 常務理事会は、会長が招集する。

3 会長は、第1項第2号の請求があったときは、その日から14日以内に常務理事会を招集しなければならない。

(議事録)

第38条 常務理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した会長又は副会長及び専務理事が記名押印しなければならない。

第9章 資産及び会計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 10 章 委員会及び事務局

(委員会)

第 43 条 この法人に委員会を置くことができる。

2 委員会は、この法人の具体的な業務の執行等について、調査審議する。

3 委員会の委員の数及び選任方法その他必要な事項については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(事務局の設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長を置き、会長が理事会の承認を経て任免する。

3 事務局には、その他の職員を置き、会長が任免する。

4 事務局長その他の職員の、事務分掌及び給与等は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 47 条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員に剰余金の分配をする総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補則

(細 則)

第 50 条 この法人の運営に必要な事項は、この定款又は総会で定めるもののほか、基本規則に基づき、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長、副会長、専務理事及び常務理事は以下の者とする。

会 長	森山 裕
副 会 長	松澤 隆司
副会長兼 専務理事	長嶺 一夫
常務理事	榎本 孝
常務理事	坂元 盛史
常務理事	下柿元鉄男
常務理事	遠矢 和寛
常務理事	平川 欽哉
常務理事	松山 孝

4 第 6 章 7 項の追加項目においては平成 29 年 6 月 4 日から施行する。

【改正】2021 年 5 月 30 日から施行

【改正】2024 年 6 月 9 日から施行